

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者として指定したため、杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第40条の2第2項に基づき告示する。

令和8年10月30日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 指定公金事務取扱者

株式会社てとて

代表取締役 井上真人

東京都北区赤羽 1-55-8-1303 ウィルローズ赤羽

2 公金事務の内容

杉並区代筆・代読支援事業の手数料の徴収事務

3 指定日

令和8年11月1日

4 委託開始日

令和8年11月1日